答弁書受領

十一月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小西洋之提出安倍内閣総理大臣がドルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問に対する答弁書（第二九号）

参議院議員伊藤孝恵提出マイナンバー活用に関する質問に対する答弁書（第三〇号）

参議院議員青木愛提出国土交通省の「社会保険への加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対する答弁書（第三一号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

（国務大臣　菅　義偉）

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としてのその指定を解く（十一月十九日）

○環境大臣臨時代理解職

（国務大臣　山本　有二）

環境大臣山本公一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としてのその指定を解く

（同　山本　有二）

内閣府特命担当大臣山本公一帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務を代理を免ずる（十一月二十日）

財務省

（国税庁次長）財務事務官　飯塚　厚

国税庁長官迫田英典外国出張不在中国税庁長官事務代理を命ずる（十一月十九日）

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年11月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年11月25日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

記

制定された日本工業規格

工作機械―安全性―放電加工機	B6032
フォークリフトトラック―安全要求事項及び検証―第1部：フォークリフトトラック	D6001―1
フォークリフトトラック―安全要求事項及び検証―第2部：運転者の位置が上昇するフォークリフトトラック及び荷を揚げたまま走行するよう設計されたフォークリフトトラックの追加要求事項	D6001―2

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年11月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年11月25日

経済産業大臣　世耕　弘成

記

廃止された日本工業規格

フォークリフトトラック―安全基準　D6001

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年11月25日

福島労働局長　島浦　幸夫

第4号中「1時間816円」を「1時間831円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年11月25日

茨城労働局長　西井　裕樹

第4号中「1時間851円」を「1時間871円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年11月25日

茨城労働局長　西井　裕樹

第4号中「1時間825円」を「1時間841円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年11月25日

茨城労働局長　西井　裕樹

第4号中「1時間821円」を「1時間837円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年11月25日

茨城労働局長　西井　裕樹

第4号中「1時間795円」を「1時間811円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年11月25日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第4号中「1時間835円」を「1時間851円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、長野県印刷、製版業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年11月25日

長野労働局長　岡崎　直人

第4号中「1時間747円」を「1時間781円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。